# 総合事業の再編と通いの場について

#### 介護予防・日常生活支援総合事業の再編について

前回会議でも説明したように、本年度、想定を上回る勢いで、介護予防通所型サービスの利用が増加し、 地域支援事業交付金上限額を越える見込みとなったことから、寒川町の総合事業が持続可能な形をとるこ とが出来るように再編をしていく必要がある。

一般介護予防事業については、委員の皆様のご意見を踏まえながら、各事業の目的・効果を検証しつつ、 令和2年度に実施する事業を精査した。結果は以下のとおり。

No	事業名	変更点等
1	元気はっけん広場	変更点なしで継続。
2	介護予防講師派遣事業	変更点なしで継続。
3	お父さんのためのアンチエイジング講座	事業開始当初の目的を果たしたと判断し、次年度 は休止。
4	高齢者健康トレーニング教室	年間5クールを3クールに変更。また、参加料として、トレーニングルームの利用料分を徴収する。
5	寒川町シニアげんきポイント事業	変更点なしで継続。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型サービスAの令和3年度からの実施に向けた準備を継続している。令和2年度は、本格的な実施に向けた人材の確保と担い手の養成研修の実施を目標とする。つづいて、通所型サービスについては、これまでどおり、寒川町としては通いの場を、主として一般介護予防事業において整備をしていくという方針であり、現状、それを変更することは考えていない。そのため、まずは、地域の現状を再確認するため、生活支援コーディネーターにより、町内における通いの場の調査を実施した。(参考資料2「寒川町 高齢者が行ける通いの場」)。

開催頻度	場所数
毎日	1
週1回以上	13
月2回以上、週1回未満	12
月1回	34
月1回未満	7
不定期	3

時間数	場所数
1時間未満	1
1時間以上2時間未満	11
2時間以上3時間未満	23
3時間以上4時間未満	14
4時間以上5時間未満	3
5 時間以上	5
不定	13

今回、示した通いの場リストは、現段階で、把握が出来ている情報のみ記載したもの。今後も、生活支援 コーディネーターを中心とした地域の活動の把握を継続する。また、各委員の皆様においても、ご存知の情報等がありましたら、生活支援コーディネーターまで連絡いただきたい。

# 資料 4

### 「**通いの場」とはどのようなものか** 参考資料 4、5、6

国は、平成25年9月の社保審において、「スポーツ関係・ボランティア・趣味関係のグループ等への社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や認知症やうつのリスクが低い傾向がみられる。」とする資料を公表、以降、地域包括ケアアシステムの構築においては、地域ごとの特色に応じた「介護予防に資する住民主体の通いの場」を創出することを推奨しています。

しかし、その「通いの場」の明確な定義等については、令和元年7月の「一般介護予防事業等の推進方策 に関する検討会(第3回)」においても、「介護予防に資する住民主体の通いの場の開催頻度や箇所数については、住民主体で設けることが望ましいため、一律に定めることはなじまないことから地域の実情を考慮した上で実施されたい。」とされ、各市町村にその裁量が委ねられている。寒川町としても、その実情に応じた「通いの場」を定義し、取り組みを進めていきたい。

#### 【参考】

「平成26年介護保険法改正時に先行事例として紹介された取組では、週1回以上の開催を基本とし、 開催箇所数は人口1万人に概ね10か所であった…」

※一般介護予防事業等の推進方策について より (「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)」資料)

「介護予防に資する住民主体の通いの場の要件」

- (1). 体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること。
- (2). 通いの場の運営主体は、住民であること。
- (3). 通いの場の運営について、市町村が財政的支援(地域支援事業の一般介護予防事業、地域支援事業の任意事業、市町村の独自事業等)を行っているものに限らないこと。
- (4). 月1回以上の活動実績があること。

※介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査より

## 寒川町で必要とされる通いの場について

寒川町で必要とされる通いの場は、「軽度者等が通所型サービスの代替として、介護予防に資する時間を 過ごせる場」であると考える。通いの場としての内容や要件としては、以下のとおり。

- (1) 利用者像
  - ア. 要支援及び事業対象者の方
  - イ. 要介護認定で非該当の結果となった方
  - ウ. 要介護状態になることを予防したい方
- (2) 開催頻度

週1回程度が望ましい(最低、月1回以上の開催)

(3) 時間数

1回につき1時間以上

#### しかし、最も重要なのは、「住民主体」であること

今回の会議では、どのような取り組みが寒川町で出来るのか、委員の皆様からも、「このようにすると上 手くいくのではないか」というご意見を頂戴したい。